

Title	大化改新前夜における息長氏の政治的役割
Sub Title	Political activities of the Okinagashi Family at the dawn of the Taika Revolution
Author	村山, 光一(Murayama, Koichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1972
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.44, No.3 (1972. 4) ,p.1(245)- 28(272)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19720400-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

大化改新前夜における息長氏の政治的役割

村 山 光 一

一 皇親氏族としての息長氏

いわゆる「郡評論争」に端を發した戦後の大化改新研究は、すでに改新そのものの肯定・否定論争にまで拡大發展し、さらにその過程において、新しい知見や理論的展望を、つぎつぎに付け加えつつ現在に及んでいることは衆知の事實である。しかし、それでは現段階において、大化改新研究のすべての領域が、一樣に戦前の水準を凌駕するにいたっているかといえ、実は必ずしもそうはいえないのであって、まだまだ研究の立ち遅れている分野の存在することは否定し得ないところである。門脇禎二氏は、その近著『大化改新論』の序章で、「現在においては、八世紀の政治過程の研究水準はずいぶんと高くなつたが、これと比べて、七世紀のそれはあまりにもたちおくれている。」と述べておられるが、この七世紀、特にその前半の政治過程の研究分野などは、まさにその好例というべきであろう。

ところで、門脇氏によって問題とされたこの七世紀の政治史研究という分野は、大化改新をどう評価するかという改新論の根本問題に直結しているところであるから、この点に思ひいたるならば、大化改新前後の政治過程の実相を明らかにすることは、いまや改新研究の一大課題となつていゝといつても過言ではないであろう。私は、この小論では右のごとき問題関心のもとに、当代における有力氏族の一つである息長氏の動向を追求し、もつて大化改新前夜における政治情勢の一隅に照明をあてる作業を試みてみたいと思う。

息長氏については、すでに数多くの研究の積み重ねがあるが、特に六世紀から七世紀前半の政治史の流れの中でこの氏族が果たした役割を考えようとする時、極めて有効な視角を提示されたのは藺田香融氏であった。^②氏の研究は、大化前代の皇族層の動きについて考察し、その中で皇親氏族としての息長氏がいかなる地位を占めていたかという角度から、その基本的性格を究明されたものであるが、小論は、氏の業績に負うところ大なるものがあるので、私見を開陳する前にしばらくその見解を略述しておきたいと思う。

藺田氏の、大化前代の皇族層に関する考証として注目すべきものの第一は、推古天皇即位の事情に関するものである。すなわちここでは、推古天皇以外の候補者として、従来殆んど無視されてきた押坂彦人大兄皇子に焦点が当てられ、この敏達天皇を父とし、息長真手王の女広姫を母にもつ「大兄」の皇子が、推古天皇の初年にはなお生存しており、従って皇子こそ崇峻天皇の次の天皇としてもっともふさわしい人物であったこと、および、それにも拘らず推古天皇の即位という変則的な事態に立ち上がったのは、蘇我氏と血縁関係を有しないこの皇子が、時の権力者蘇我大臣馬子によって排斥された結果と考えられることなどが明らかにされている。

その第二は、欽明天皇から中大兄皇子あたりまでの皇室系図について綿密な考察を加えたことである。その結果、氏は押坂彦人大兄皇子を祖とする非蘇我系皇族が、あたかも蘇我氏の血縁政策に対抗するかのごとく、かたくなに皇族間の族内婚をくりかえし、皇室の純潔さを守ろうとする姿勢をとっている事実を明らかにし、先の彦人皇子の排斥事件とも併せて考えて、ここに蘇我系皇族に対する非蘇我系皇族の存在とその独自の歩みを明瞭に浮き彫りされた。

そこで問題は息長氏であるが、藺田氏は右の二つの成果をふまえ、また、彦人皇子の母広姫が息長氏出身であったことや、さらに舒明天皇の喪事に際して息長山田公が日嗣を誅した事実(皇極紀元年十二月条)などに注目して、息長氏とは、右の非蘇我系皇族とそもそも始から密接な関係を保有し、いわば皇親氏族として非蘇我系皇族の「純粹培養」に当って

絶大な寄与をなした氏族であったという結論に到達された。

これが藺田氏の、息長氏に関する新しい学説であるが、その論旨は明快であり、私は、仮に今後彦人皇子の推古朝初年生存説が否定されるようなことがあっても、皇室系図よりする、非蘇我系皇族の存在およびその自立性の指摘は、なお説得力を持ち続け得ると思うものである。藺田説は、大化前代の政治過程、特に蘇我氏と皇族層の関係の解明に、極めて有力な視角を導入し得たと評することができよう。

従来、大化前代の皇族層の動きについては、例えば聖徳太子と蘇我馬子との間にみられる微妙な対立や、蘇我入鹿による山背大兄皇子殺害事件などを根拠として、推古朝以来、蘇我氏と皇族層一般との間には対立関係が醸成されていたとする見解が行われてきているが、今やこのような見方では、正しい大化前代史の叙述は不可能になったというべきである。また、息長氏についても、その基本的性格を曖昧にしたまま考察を加えてきた従来の方法は当然修正されねばならず、今後は、非蘇我系皇族に密着した皇親氏族という観点から研究を推進してゆくことが必要であろう。

以上で、息長氏の基本的な性格はほぼ明らかになったと思うので、これからその息長氏が、大化改新前後にいかなる政治的役割を果たしたかという課題に取り組んでゆきたいと思う。しかしその前に、このような問題の取り上げ方に対しては、当然一つの反論が予想されるので、予めそれに答えておきたい。それは、舒明・皇極紀に息長氏が登場するのは、先に記した皇極紀元年十二月条の息長山田公の「日嗣の誅」に関する記事だけであり、実はこれすらも、息長山田公が舒明天皇の湯人であって、その立場での誅にすぎないとも見做しうるから、結局日本書紀の記事によるかぎり、息長氏が大化直前において大きな政治的役割を果たしたなどは全く考えられないではないかという批判である。

これは、確かに尤もな疑問であって、今日まで息長氏関係の研究は数多く発表されながら、この氏族を大化改新に直結させて考察したものが殆んどみられないというのも、その最大の理由は、まさにこの史料の欠如という一点に存していた

と云つてよからう。だが、それにも拘らず私は、こと息長氏に関する限り、舒明・皇極紀に殆んど記載されていないといふただそれだけの理由で、その役割を無視する見解には賛成できないのである。何故ならば、息長氏は既に明らかにされたように、舒明・皇極紀においては、時に反蘇我大臣家的な態度をすら示す程自立性をもった非蘇我系皇族の陰の実力者であつて、その息長氏が僅か数年後の大化改新前夜に、いかなる政治的役割をも果さなかつたとは考えられないことであるし、また、息長氏関係の記事は、成程息長山田公の誅に関するものだけであるが、実はこの記事は軽々しく取り扱うにはあまりにも重要な意味を潜めているからである。となると、息長氏の実際の活躍と日本書紀における評価とは一応切り離して考察してゆくことが必要となるわけであつて、この点に留意するならば、両者を不可分のものとしてなされた先の疑問は自ら氷解するのではあるまいか。

それにしても、息長氏の研究が一筋縄では行かないことはこれで明らかになつたわけで、われわれは、この息長氏の考察にあたっては、まずなによりもこの氏族が、大化改新前夜に、かなりの政治的役割を果たしたと推定しうるにも拘らず、日本書紀、特に舒明・皇極紀がこれを取り上げていないのはいかなる事情に基づいているのかを解明することから始めなければならぬのである。

結論を先に述べるならば、私は、息長氏が正史の上で殆んどなんの活躍をも示していないのは、日本書紀編者が計画的な意図に基づいて、息長氏関係の記事を大中に削減した結果であると考えるものである。以下その論拠を示そう。

(一) 古事記の皇室関係系譜のうち日子坐王系譜・倭建命系譜・若野毛二俣王系譜・日子人太子系譜は、それぞれ重要な意味をもつた大系譜群であるが、実は、いずれも息長氏の伝承と密接なかわりがあり、従つてこれらの系譜群は息長氏の手によって加上されたものであることが、すでに藺田氏によって明らかにされている。

では、息長氏は一体何時頃かかる加上を行ったのであろうか。藺田氏はこの点についても論及し、「とくに舒明崩時の

殯宮における息長山田公の『奉誅日嗣』の事実が注意せられる」と述べて、皇極元年十二月をその加上の時と考えておられるようである。⁽³⁾ 私も後述の如く、神功皇后伝承の成立の時点が、押坂彦人大兄皇子の誕生以降で、しかも斉明・天智朝以前と考えられることから類推して、大体舒明・皇極朝にこれらの系譜群の加上が行われたと推定したい。

ところで、息長氏が古事記の帝紀の部分に、このようにいくつもの自氏関係の系譜群を加上し得たということは、とりもなおさずその加上の時期、すなわち舒明・皇極朝において、その勢力が相当なものであったことを如実に示しているのみで差支えないであろう。

しかるに、一方、日本書紀の帝紀をみると、不思議なことに、開化紀には独立した日子坐王系譜はなく、景行紀はその五十一年条に倭建命の系譜を記載しているが、そのうち息長田別王以下の息長氏関係のものは削除され、また応神紀には若野毛二俣王の系譜を記載せず、さらに敏達紀でも日子人太子の系譜は簡略にしか記述していないというように、息長氏と天皇家との関係を明記する、いはば息長氏にとってはその存立の基盤ともいうべき大切な系譜が殆んど抹殺されてしまっている。⁽⁴⁾ これは一体どうしたことであろうか。私はこれはどう考えても、日本書紀の編輯責任者のうちの誰かが、意識的にすでに古事記には記載されていた息長氏関係の諸系譜に反発し、正史である日本書紀からこれをできるだけ削減しようという一つの方針を打ち出し、結局それが実施されたためにこのような結果が生じたとする以外に説明がつかないと思うのである。

もしこのような解釈が成り立つとすれば、日本書紀は、そもそも日子坐王系譜以降の息長氏と皇室との特別な結びつきをなるべく認めまいとする編輯方針のもとに記述されているわけであるから、息長氏が日本書紀の舒明・皇極朝において、さしたる働きを見せていないのも、思えば当然のことであったといえるのではあるまいか。

(二) では、日本書紀編者の中で、反息長氏の意図をもっていたのは一体いかなる人物であったであろうか。衆知のごと

息長氏は、天武十三年の八色の姓制定に際しては真人の姓を得ており、爾来その勢力は次第に衰えを見せつつあったとはいえ、⁽⁵⁾日本書紀編輯の段階では、依然天武天皇の確立した皇親政治の一翼を荷う有力氏族であった。従つてこの当時、かかる伝統のある皇親氏族に敢えて挑戦を試みる勢力は、なによりも息長氏とは相容れない立場にあり、かつ息長氏を上回る実力を保有する氏族でなければならぬであろう。

私は端的にいつて、息長氏の皇室関係諸系譜を日本書紀で削減することを計画し、かつ実施し得た人物は、右の二条件を共に具有する右大臣藤原不比等その人であったと思う。藤原不比等が大室律令の撰修に与つたことは確実であるが、さらに日本書紀の編輯にも参画したらしいことが、例えば八木充氏の研究などによって明らかにされてお⁽⁶⁾り、この点はまず間違いないところであろう。また、藤原氏の性格であるが、この氏族は元来貴族政治の確立をめざしてお⁽⁷⁾り、それ故に皇親政治の路線に忠実であろうとする息長氏とは、本質的にその立場を異にし、さらに、その勢力においても息長氏を圧倒するものであったことは確かである。すでにその女宮子を文武天皇の夫人として入内させて皇室と姻戚関係を結ぶことに成功し、一方、皇親政治に協調するポーズをとりつつも、貴族政治を志向していた不比等にしてみれば、たとえ歴史的過去に属することはいえ、皇室との長期にわたる姻戚関係を示す大系譜群を保有し、現在もなお、真人すなわち準皇族としての自負心を持ち続けている息長氏のごとき存在は、誠にうとましいものであったに違いない。このようにみるならば、息長氏関係の諸系譜を日本書紀から削除した編輯者を藤原不比等と想定することは一番自然ではなからうか。

(三) 反息長氏の主謀者を藤原不比等と考えると、日本書紀が舒明・皇極期において、何故息長氏の役割を故意に無視するがごとき記述を行ったのかという問題も容易に説明し得るようになる。

八木充氏は、日本書紀を巻別に分類し、(A)巻二二(推古)以前、(B)巻二三(舒明)以後、巻二七(天智)以前、(C)巻二八(壬申)以後の三グループに分け、このうち(B)グループが特に中臣鎌足関係記事に異例の筆色と紙面を用いている点を

手がかりとして、この(B)部分の稿本の撰修には藤原不比等の手が加わっていると指摘し、さらに、不比等の基本的意図を付度して、「大宝律令制定、施行後の律令国家中枢での自己の立場を、より強化する目的で、父鎌足が律令的諸制度の創始者と目された中大兄Ⅱ天智の輔弼者たることを強調し、さらに大化の改革の規模と意義の重大さを歴史叙述のなかで確定しようとしたのではあるまいか。」と述べておられる。⁽⁸⁾

「舒明紀と天智紀」編輯にあたっての不比等の構想と実践がかくのごときものであったとすれば、例えば皇極紀において、鎌足以外により一層有力な反蘇我大臣家勢力があり、その中心に息長氏がいて大きな政治的役割を果たしていた事実をありのままに記述することは、それだけ、父鎌足の評価を相対的に低める結果を招くことになり、これは鎌足の功業を顕彰せんとする不比等にとっては、堪えられないことであつたと思う。

ここにおいて、不比等が所期の目的を貫徹するために、敢えて息長氏関係の記事を舒明・皇極紀より大巾に削減する挙に出たと推察することは最早十分可能であるといつてよいであろう。

二 国内政治における息長氏の活躍

大化改新前夜における息長氏の政治的役割を説明せんとする小論にとって、舒明・皇極紀に息長氏関係の記事が殆んどないということは、甚だ心もとないことであるが、これも、日本書紀編輯にあたり、藤原不比等が故意に削減したためであることが判明した以上、そう気にする必要はなからう。ただそういうわけで、息長氏の動向の考察には、間接的にそれと推定しうる史料しかあてに出来ないことになるが、それはやむを得ないであろう。そこで私は、これからこのような史料を尋ね、それに基づいて息長氏の果たした役割の一端を復元してみたいと思う。

(1) 息長山田公の日嗣の誅

大化改新前夜における息長氏の政治的役割

大化改新直前における息長氏の動向を知るうえで一番有力な手がかりとなるのは、なんといっても皇極紀元年十二月条の息長山田公の誅に関する記事である。そこでこの記事をめぐって、①記事自体のもつ意味、②内容、③その影響、の三方面から検討を加えてみよう。

まず、この記事自体のもつ意味であるが、それを解明するためには、天武天皇の殯宮における大海宿弥書蒲および当麻真人智徳の誅と比較検討してみることが肝要である。この両氏の誅の記事とは左のごときものである。

(イ) 朱鳥元年九月二十七日条

是日、肇進_レ奠即誅之。第一大海宿弥書蒲誅_ニ壬生事_一。

(ロ) 持統二年十一月十一日条

直広肆当麻真人智徳 奉_レ誅_ニ皇祖等之騰極次第_一。礼也。古云日嗣也。畢葬_ニ大内陵_一。

この大海・当麻両氏の誅を息長山田公の誅と較べてみると、そこに極めて重要な相違点が二つばかりあることに気付くであろう。第一は、大海氏の場合は、天武天皇の乳母であったが故に「壬生事」を誅したと思われるのに対し、息長氏の場合は、たとえそこに同様に舒明天皇の乳母であったことが推定されるとしても、ここで一層重要なのは、息長山田公が殯宮の儀礼の中では最大の意義をもっている「日嗣」のことを誅したという点である。この事實は、息長山田公が大海氏とはくらべものにならない程重要な役割を演じたことを明瞭に示している。第二点は、当麻氏の「皇祖等之騰極次第」は、要するに「日嗣」のことであるから、その点では息長山田公の場合と同じ性質の誅を行ったとみてよいが、両氏の「日嗣」の誅のもつ政治的意味はかなり違っていたと思われることである。すなわち、当麻氏の場合は、大津皇子の謀叛事件も一段落し、天武天皇によって創出された皇親政治も軌道に乗っており、一方律令制的官僚機構も整備されつつあるというように、一応国内の秩序が安定している時期における「日嗣」の誅であつたから、当麻氏の誅がこの殯宮の儀礼で、

特に他の誅と比較して重大な意味をもっていたとは考えられないと思う。これに対して、息長山田公の場合は、蘇我大臣家執政の体制下にあつて皇権の恢復についての期待は殆んど望み得ない時期であり、しかも、息長山田公は終始非蘇我的な立場をとり続けてきた皇親氏族として「日嗣」を誅するのである。してみれば、そこに非蘇我系皇族および息長氏自体の政治的主張を可能な限り盛りこもうと試みたであろうことは当然予想し得るわけであつて、その意味では、これは極めて政治的な役割を荷つた日嗣の誅であつたといふべきであろう。あの時点で、息長山田公が日嗣を誅したといふことは、それ自体大きな政治的意義を有するものであつたことは明らかである。

つぎにこの誅は、その内容を考へても重要な意味をもつていたと思われる。これは、息長山田公が「日嗣」を誅した状況を顧みれば直ちに推察しうることであつて、息長山田公は、この「日嗣」の中に、可能な限り皇室の独自性および皇室と息長氏の密接な関係を織りこもうと努力したに相異なるのである。日子坐王系譜以下の息長氏関係諸系譜が帝紀に定着したのは、この「日嗣」の誅においてではなかつたかという既述の藺田氏の見解も、この際想起さるべきである。なお、この「日嗣」の内容については、後で再びふれるつもりである。

息長山田公の誅についても一つ考慮すべき点は、その影響である。今述べたように、この時の「日嗣」の内容には、多分に天皇家の独自性の主張が盛られたと考えられるが、そこからまた、これが最も新しい皇統譜として、爾来独自の権威をもつて人々にのぞむようになったと想定することもまた可能となつてくるわけである。私は、恐らく、蘇我色のかなり薄められたこの新皇統譜が、非蘇我系皇族—この中には若き中大兄皇子がいる—や蘇我大臣家専制下において政治的・経済的に不遇な状態におちいつている多くの氏族・伴造層に与えたであろう大きな影響力を重視するものである。

(2) 息長氏と神功皇后伝承

つぎに舒明・皇極朝における息長氏の動向を推定せしめる史料として、神功皇后伝承およびその系譜があげられるで

あろう。

神功皇后の和風諡号はいうまでもなくオキナガタラシヒメであるが、塚口義信氏や三品彰英氏の最近の研究によれば、神功皇后伝承の原型は、まず「オオタラシヒメ」に関するものとして形成されたようである。⁽⁹⁾とすれば、オキナガタラシヒメの伝承ならびに系譜は、元来帝紀や旧辞にあったものではなく、それらの成立以後のある時期に、息長氏によって、息長氏出身の偉大な皇后という意味をこめて改作されたものであることは、最早確定的といってよいであろう。

では、その「ある時期」とはいつのことであろうか。この点については、すでに、七世紀頃の史実をモデルとして成立したとする説が有力視されてきているが、塚口氏はそれをさらに綿密に考察し、舒明・皇極朝こそ神功皇后伝説の形成に画期的な時代であったことを明快に論証された。⁽¹⁰⁾私もこの塚口氏の説に全面的に賛成であるが、なんといってもこの神功皇后伝承形成の時期の問題は、大化改新前代における息長氏の動向を探る上で決手ともいうべき位置を占めているので、以下しばらく塚口氏の所説に基づいてその根拠を示しておきたいと思う。

①神功皇后伝承において極めて重要な役割を演じるオシクマ・カゴサカの二王、およびこの二王の祖父ヒコヒトオオエの名は、いずれも舒明天皇の父押坂彦人大兄皇子をモデルとして案出されたと推定できる。神功皇后の伝承および系譜の成立は——その原型は別として——彦人皇子の出生以降の時代とすべきである。⁽¹²⁾

②しかしまた、それが大化改新以後、すなわち孝徳朝以後に成立したとすることも誤りである。例えば、神功皇后の新羅征討説話に不可分ともいうべき関係をもって登場する香椎宮は、斉明紀にも天智紀にもあらわれない。特に斉明天皇は、神功皇后と同様に女性として新羅遠征軍を指揮して北九州に赴き、しかも現に香椎宮の近くを通っているにも拘らず、斉明紀はこれを全く無視している。これは、神功皇后伝承が斉明女帝をモデルとして、斉明・天智朝頃にはじめて成立したものでないことよりの証拠である。⁽¹³⁾

なお、塚口氏はタラシを含む人名のすべてについて調査し、その結果、稚足姫皇女（雄略皇女）と息長足日広額天皇（舒明）を除外すれば、応神以前と孝徳以降にしか見られないこと、しかもこのうち孝徳以降は、天豊財重日足姫天皇（斉明）・小足媛（孝徳妃）・日本根子高瑞浄足に天皇（元正）ぐらにすぎないことを確認し、かくて、「この三例をもって他のすべてを孝徳朝以降に造作されたものとするには躊躇せざるを得ない」として、神功皇后の和風諡号に含まれるタラシもまた大化前代にふさわしい呼称であったことを明らかにしておられる。¹⁴

④ここにおいて、神功皇后伝承の成立が、押坂彦人大兄皇子の出生以前ではなく、また孝徳朝以降でもあり得ないことが判明したと思うが、今度は、その時期が舒明・皇極朝と考えられる積極的な根拠を示してみたい。

塚口氏は、隋書倭国伝の「倭王姓阿母、字多利思比孤、号阿鞬羅弥」の記事に基づいて、推古朝前後には、一般に天皇が「アメタラシヒコ（ノオホギミ）」と称されていたこと、および、かかる天皇の通称は隋書・北史より以前の中国文献に見えず、従ってそれは応神朝以前には存在しなかったと考えられることから、景行・成務・仲哀・神功のいわゆるタラシ系天皇の和風諡号は、「タラシヒコ」が現実に天皇の通称として使用されていた皇極朝以前のある時期に、「唯一無二の人格」を表現する固有名詞的天皇として造作されたものであることをまず論証される。そしてさらに、このタラシ系天皇の中で、神功皇后のみは他と相違し、息長という氏族名を冠している点を問題とし、それは「オオタラシヒメ」から「オキナガタラシヒメ」への進展形態として把握するべきであって、その転化の時期は、舒明天皇の諡号の前半に「オキナガ」が冠されていること、それは息長氏が舒明天皇の養育者であったことに起因していること、および当時息長氏が大いに活躍した時代と考えられることなどの理由に基づいて、まさにこの舒明・皇極朝に他ならないことを明らかにされたのである。¹⁵

さて、神功皇后伝承のかくのごとき改変は、当然新たな神功皇后系譜の帝紀への編入を必要とした筈である。となる

と、(1)で考察した息長山田公の「日嗣」の記事が俄かに生彩を帯びてくるのであって、ここにおいて、日子坐王系譜以下の息長氏関係諸系譜が帝紀に加上されたのはこの「日嗣」においてであったとする藺田説の信憑性は極めて高められたというべきであろう。

なお、私は先程、息長山田公の誄をめぐって私見を述べた際、そこでの息長氏の行動が能動的であったという前提に立って論を進めていった。然し、かかる方法については、それは単なる憶測にすぎず、蘇我大臣家専制体制下という当時の状況を考慮にいれるならば、息長山田公のその時の役割は、あくまで形式的なものに留っていたとすべきではないかという批判を免かれ得ない弱さを内包していたのであるが、今や神功皇后伝承および系譜の形成について、息長氏が主体的な役割を演じたこと、さらにそれらの帝紀・旧辞への加入の時期が大体息長山田公の「日嗣」の誄の行われた頃であったことが判明したことにより、この当時の息長氏の積極的な動きについては十分な裏付けが得られたと云ってよいであろう。ここに一言付記しておく次第である。

ここにおいて、われわれは神功皇后伝承および系譜の成立という、いわば息長氏の考察にあたっては間接的な史料を用いながら、大化改新を遡ること僅か三・四年前に、息長氏が非蘇我系皇族の支柱となつて、イデオロギーの面で蘇我大臣家専制体制に対して皇権恢復を志向していた事実を確認し得たわけである。

(3) 息長氏と中大兄皇子

大化前夜における息長氏の動向を考える上で、もう一つ考慮すべき問題がある。それは息長氏と中大兄皇子との関係である。すでに藺田氏は、息長山田公が舒明天皇の湯人であったことを明らかにしておられるが、その舒明天皇を父にもち、叔父茅渟王の女宝皇女を母にもつ中大兄皇子も亦息長氏とは深い結びつきがあったのではなからうか。

一体、中大兄皇子の母は皇族出身であったから、皇子にはもともとその養育を担当すべき母方の氏族はいなかった筈で

ある。もつともこの点では、父の舒明天皇の場合も同様で、その母糠手姫皇女は敏達天皇の皇女であるから、矢張り母方の氏族をもたなかったといえよう。ところがこの時は、天皇の父押坂彦人大兄皇子の母広姫が、すなわち天皇からいえば父系の祖母が息長氏の出身であったということと、恐らく息長氏と彦人皇子系皇族との密接な関係といった事情に基づいて息長氏が舒明天皇の湯人になっている。従って、この例を考慮に入れるならば、中大兄皇子の場合も、息長氏が引き続き養育を担当したと推定することは不可能ではなさそうである。

もつとも、これはあくまで想像であって確実な証拠があつてのことではない。息長氏以外の氏族が中大兄皇子を養育した可能性も勿論あるわけである。しかし私は、仮に他氏が皇子を養育した場合を想定しても、息長氏と中大兄皇子の間には緊密な接触があつたことまでは否定できないと思う。そもそも、この両者は血縁的にかなり近く、また蘇我大臣家の勢力に対抗して非蘇我系皇族の独立を守らねばならぬという点で同じ政治的立場におかれており、さらに、中大兄皇子からみれば、息長氏は非蘇我系皇族グループの支柱的存在で、政治的・経済的・軍事的な実力者として頼りになる保護者というべき地位にあり、一方息長氏からみれば、中大兄皇子は舒明天皇の嫡子として、将来非蘇我系皇族の中心となるべき皇子として大なる期待を寄せていたに違いない、そういう間柄であつたのである。

このように、息長氏が中大兄皇子の湯人となつたかどうかは不明であるにせよ、両者の間に緊密な関係が存在したとすれば、蘇我大臣家の専制下にありながらその圧力に屈することなく、よく非蘇我系皇族の独立を守り、さらに皇権恢復に向つて闘志を燃している息長氏が常に近くにいる以上、若き中大兄皇子がこの息長氏からなんの影響も受けなかつたとは考えられないではないか。

私は、中大兄皇子が中臣鎌足から反蘇我思想を鼓吹されたことを否定するものではない。また、南淵請安から大陸の進んだ中央集権の諸制度を学んだことも事実として認めるものである。しかしそれだけでは、中大兄皇子が何故身の危険を

も顧みず蘇我大臣家打倒のクーデターの先頭に立ち得たのか、また、何故乙巳の変の成功後、直ちに国制改革にのり出して、律令制とまではゆかぬとしても、天皇を中心とする中央集権国家の建設に邁進しえたのか、そのエネルギー源が説明できないのではなからうか。皇子がかかるクーデターおよび長期間にわたる国政の大改革の中心となったというからには、まず皇子自身に、蘇我大臣家に対する天皇家の優位の自覚と天皇中心の中央集権の創出に対する信念といったものが形成されていなければならない筈であるが、かかる自覚や信念は、中級官人にすぎない中臣鎌足の影響などで形成されたと考えることは無理である。これは矢張り、右に述べたごとき立場にあった息長氏が常に皇子の傍にあり、非蘇我系皇族層の間に多年にわたって蓄積された蘇我大臣家に対する反感と皇権恢復への悲願といったものを、感受性の強い年若き皇子にストレートに伝達し得たという条件を除外しては考えられないのではあるまいか。大化前夜における息長氏の動向の一つとして、中大兄皇子に強烈的な影響を及ぼした可能性が十分考えられるという視点を指摘しておきたいと思う。

以上、私はこれまで大化前夜において、反蘇我大臣家勢力の結成が考察の対象になる場合、殆んど無視されてきた非蘇我系皇族および皇親氏族としての息長氏という一つのグループの動向に注目し、就中息長氏が蘇我大臣家執政下にもかかわらず、非蘇我系皇族の立場から皇権恢復をめざして積極的な動きを示していることを、(1)息長山田公の日嗣の誄、(2)息長氏と神功皇后伝承、(3)息長氏と中大兄皇子、という三点から考察してみた。先述のごとき事情から使用できる史料が極めて僅少であったのは残念であるが、しかしこれだけでも大化改新前夜における息長氏の政治的役割は或る程度垣間見ることができたと思っている。

三 外交面における息長氏の役割

大化改新前夜における息長氏の政治的役割というとき、これまで考察してきたことは、息長氏が非蘇我系皇族の支柱的

な存在であって、皇権恢復を目標に地味ではあるが着実な活動を続けていたということ、すなわち専ら内政面において果たした役割についてであった。然し、私の見るところでは、息長氏はさらに外交面においても独自の立場を堅持していて、その面から、大化改新前後の時代のわが外交政策決定に一定の働きかけを行っている形跡があるのである。そこで、つぎに息長氏の外交姿勢といった問題についても考えてみたい。

さて、大化前代における大和朝廷の外交政策の実体について、最近極めて興味深い事実が明らかにされている。この新知見は、息長氏の外交姿勢を究明する上で、有効な方法を教示してくれると思われるので、一応簡単に紹介しておきたい。

従来、蘇我大臣家執政下における朝廷の外交政策については、支配層の間でいつも統一がとれていたというふうに常識的には理解されていた。然るにこの新知見は、実はそうではなく、支配層の間では、親百済的傾向をもつもの（蘇我氏がその代表的な例である）と親新羅的傾向をもつもの（推古朝における聖徳太子や、新羅系渡来人の秦氏にそれがみられる）の対立があったことをはじめ明らに出しているのである。

これは、平野邦雄氏⁽¹⁶⁾や山尾幸久氏⁽¹⁷⁾らによってまず提唱されたものであるが、さらにこの両氏の説を発展させて、親百済・親新羅両派の対立を当時の東アジアの国際情勢との関連において考察し、さらにこれを国内の政治過程の中にあとづけようと試みられたのは石母田正氏⁽¹⁸⁾であった。すなわち、氏は推古朝以降大化直後にいたる日本外交の動向を詳細に検討し、そこから大和國家の外交方針は必ずしも親百済一辺倒であったのではなく、時に親新羅的政策もとられたこと、さらに遣唐使の派遣はむしろ親新羅的政策の路線につながるものであることなどを論証し、ここに、この新たな外交史の分析を通じて、大化前代の政治史研究に一つの新しい視角を導入されたのである。

このような学史的な背景を念頭におきつつ息長氏の外交姿勢を考察する時、そこからどのような傾向をつかみうるであ

ろうか。再びここでも結論を先に述べるならば、私は、息長氏は上層貴族の中では珍らしく「親新羅派」に属する氏族であったと断定するものである。以下、内政面についての考察と同様な方法でその理由をあげてゆこう。

(1)その理由の第一は、古事記において神功皇后が天之日矛の系譜と結びついているという事実である。すなわち、天之日矛は応神記では「新羅国主之子」と明記され、新羅よりの渡来氏族である出石一族の祖先神とされている人物であるが、さらにそこには、天之日矛を祖とする出石族の系譜が示され、この中に「葛城之高額比売命此者息長帯比」と記されているのである。われわれは、古事記において神功皇后と新羅系渡来氏族である出石一族との血縁的な結びつきがかくも明瞭に記されていることに留意するならば、そこから自ら、神功皇后伝承の形成者||息長氏の新羅に対する親近感を観取することが出来るのではなからうか。

さらにまた、これを日本書紀の神功皇后系譜の取り扱い方と比較検討してみると、息長氏は原古事記の述作時と考えられる天武朝頃⁽¹⁹⁾においてもなお新羅に対する近親性を保有していたことを知り得るのである。日本書紀は神功皇后の出生について、その撰政前紀の冒頭に、

氣長足姫尊、稚日本根子彦大日々天皇之曾孫、氣長宿祢王之女也。母日_ニ葛城高頼媛。

と記している。この記事で直ちに気付くことは、まず皇后の父系を取り上げて、その父を開化天皇の曾孫で大王家とつながる高貴の家柄の人として記しておきながら、一方母系については、唯母の名を記すのみでその出自を全く示していないという点であろう。これは、古事記(応神記)がむしろその母系の方に關心をはらっているのと対象的といつてよい。

神功皇后の出自について、記紀がこのように異なった取り扱いをしたというのは注目すべき事柄であって、当然それぞれ基づくところがあったと考えられるが、このうち日本書紀の場合については、すでに三品彰英氏がその見解を明らかにしておられる。すなわち、日本書紀は神功紀を独立させて天皇に準ずる取扱いをする立場をとったために、皇后の父系だ

けは明示する必要があったが、その母系については、たまたま母葛城高額姫が「歸化族アメノヒボコ」に系譜していたので、それを好ましくないとして敢えて記載しなかつたというわけである。つまり、八世紀の貴族官人層には父系尊重主義と朝鮮民族に対する差別感があり、それがこの記載の仕方に見われたというものであるが、これは上田正昭氏の渡来人についての研究⁽²⁰⁾などを参照するならば、十分納得しうる見解といえよう。

では、もう一方の古事記の場合はどう考えればよいか。私は古事記の立場は、三品氏の明らかにされた日本書紀編者の思想を考慮にいれながら考えれば、比較的容易に解明できると思う。というのは、日本書紀が神功皇后の母系の記載にあつて、その出自のみは、民族的偏見からこれを削除したとするならば、他方の古事記が、堂々と、皇后の母系を新羅系渡来人の系譜に結びつけたまま記載したということは、その事自体が古事記における神功皇后の出自記事の一大特徴であつたことが判明するからである。かくて、原古事記の成立した天武朝時代は、支配者層の間に朝鮮民族に対する差別感が次第に侵透しつつあつた時代と考えられるが、古事記がそのような傾向に従わず、新羅系渡来人に母系的に結びつく神功皇后の出自記事を敢えてそのまま記載したということは、端的にいつて、かかる系譜を作成し、かつ保持する息長氏の意向が、古事記の述作にあつて強く斟酌された結果であるとすべきであろう。息長氏は大化前代のみならず、天武朝頃においてもお明瞭に親新羅的傾向を保有し続けていたのである。

なお、天之日矛の伝承については、日本書紀の垂仁天皇三年三月条に

於是、天日槍自_ニ菟道河_一沂之、北入_ニ近江国吾名邑_一而暫住。復更自_ニ近江_一經_ニ若狭国_一、西到_ニ但馬国_一則定_ニ住处_一也。是以、近江国鏡村谷陶人、則天日槍之從者也。

という記事がある。これはいうまでもなく、天日槍の伝承と近江国すなわち息長氏の本貫との密接な関係を示す史料であるから、この記事を通して息長氏の新羅系渡来人に対する親近性を推察することができると思うのでここに併せて付記

しておく。

(2) 日本書紀と違って、古事記は朝鮮関係の記事を殆んどもたないが、允恭記には珍らしくつぎのような新羅関係の伝承を載せている。

天皇初為_レ將_レ所_レ知_三天津日嗣_二之時、天皇辞而詔之、我者有_三一長病。不_レ得_レ所_レ知_三日嗣_二。然大后始而、諸卿等、因_三堅奏_二而、乃治_三天下_一。此時、新羅國主、貢_三進御調八十一艘_二。爾御調之大使、名云_三金波鎮漢紀武_二、此人深知_三藥方_一。故、治_三差帝皇之御病_一。

この記事は、新羅の人名を明記していることから考えて、新羅側の伝説史料をもとに作成したものであるとみなされているが、このように新羅側の史料を積極的に取り上げていることや、またその記事の内容から判断すると、そこには新羅に対するなみなみならぬ好意が示されているといえるであろう。従って、すでに井上秀雄氏が推定しておられるように、この記事には確かに親新羅派の思想が反映しているとみて差支えあるまい。⁽²²⁾

ではこの場合、新親羅派としていかなる氏族を具体的に想定しうるであろうか。まずその手がかりとなるのは、允恭記(允恭紀でも同様)において大きな役割を果たしている允恭天皇の皇后すなわち忍坂大中姫である。この皇后は応神記末尾の若野毛二俣王系譜に、二俣王の王女で、意富富杼王(上官記逸文によれば継体天皇の曾祖父となる)の妹として登場しているが、そもそも若野毛二俣王系譜なるものは、既述のごとく日子坐王系譜や神功皇后系譜などと共に、舒明・皇極朝に息長氏の手によって古事記の帝紀に添加されたものであるから、この点からみて忍坂大中姫は息長氏出身の皇后であったと推定できよう。さらに、允恭紀がこの皇后の妹衣通姫について、「時弟姫随_レ母、以在_三於近江坂田_二(同紀七年十二月条)」と記していることや、忍坂大中姫の名の忍坂が息長氏に關係の深い地名であることに思いをいたすとき、右の推定は一層確かなものとなろう。忍坂大中姫が息長氏に結びついていることは間違いない。

ただここで一つ問題となるのは、忍坂大中姫が息長氏出身の皇后とされた時期である。例の隅田八幡宮画像鏡銘や、右の允恭紀七年条の記事を重視して、この時期は矢張り允恭朝すなわち五世紀前半とすべきであるという見解が今日には有力のようであるが、私は大王家と息長氏の結びつきを五世紀まで遡らせることにはなお躊躇せざるを得ない。むしろ、継体天皇妃麻組郎女の父息長真手王の出自について、記紀が共になにも記していない点に著目する時、息長氏は、「擁立以前の継体と深い関係を結んでゐた地方豪族であり、継体の擁立によって中央豪族への展開の契機をつかみ、ついに、舒明以後の時代において、継体を通して、みづからの系譜を皇統に結合させることができた」とする吉井巖氏の説に、⁽²⁴⁾より妥当性を感じるものである。とすれば、允恭皇后の忍坂大中姫が息長氏と関連をもつようになったのは六世紀以降ということになる。そして、これはまた同時に、允恭記における帝紀・旧辞の全体が、六世紀以降に、息長氏によってかなりの修飾を加えられたことを推測せしめるから、かかる見地に立てば、允恭記中の新羅関係記事もまた同様の過程を辿って、六世紀以降に息長氏の手によって挿入されたものと見做すことができるであろう。

しかし、仮に一步譲って、允恭記の忍坂大中姫関係の帝紀・旧辞が五世紀の允恭朝の事実を反映したものと想定しても、同記中の新羅関係記事のみは、依然としてそれを後世の添加であると考えて差支えないのである。なんとすれば、すでに井上秀雄氏が、この時の新羅の御調の大使の名である「金波鎮漢紀武」について、新羅側の史料に照応する人名を見い出せないこと、波鎮漢紀(武)は新羅の第四等官波珍浪であろうか、金を姓とみるならば七世紀になってはじめて現われる人名であることを明らかにしておられるからである。⁽²⁵⁾

以上、私は允恭記にみえる新羅関係記事について考察し、それは七世紀に入って息長氏の手によって挿入されたものであることを推定してみた。果してこの推定が誤りないとすれば、この記事を通して想定される親新羅氏族は息長氏以外には考えられないわけである。

(3) 息長氏の親新羅的傾向は、多少間接的になるが、新羅系の渡来氏族と見做されている秦氏との親近性といった側面からも推定することができる。これについては、すでに金井清一氏が、息長氏を鍛冶氏族と規定し、同じく新羅系の鍛冶技術を保有する秦氏とは密接な関係にあったことを指摘しておられるが、本稿でも若干付言しておきたい。⁽²⁶⁾

平野邦雄氏は、中務省画工司の画部やその長上たる画師について考察し、それらは品部・雑戸制に関係のない独立の技術者集団であること、およびそれにも拘らず、八世紀における画師の氏をみると、秦・簀秦一八(同族の赤染・勝を加えると二三)、河内九、息長九というように特定の画師家系へ集中していることを明らかにし、また、右の簀秦は近江国犬上郡を本拠とする秦氏の一族であることを指摘しておられるが、⁽²⁷⁾同じ近江国に居住する息長氏と秦氏が、特定の負名氏をもたないとされる画師のなかで、共に高い集中率を保有していることは極めて興味深い。かかる傾向は、八世紀になって急に出てきたものではなく、恐らく大化前代に遡ることが可能であろうから、右の事実から逆推して、息長氏の勢力圏内には大化前代から秦氏の一部が居住しており、息長氏の一部とそこにおける秦氏は、当時としては極めて高度の技術を共有していたというふうに理解することが可能であろう。

われわれは、この一・二の事実だけからでも、息長・秦両氏の親近性を推定できるのであるが、両者の関係については、さらにもう少し具体的に究明することが出来そうである。それは、息長氏や秦氏の中から特に数多くの画師が輩出したのは、実はその大きな理由として、両氏族が共に顔料の原料である鉍物資源の確保に有利な諸条件を保有していたと考えられ、この方面からの考察が期待できるからである。すなわち、鉍物資源確保の諸条件とは、当時の状況からいえば、鉍物資源に恵まれているのみならず、同時に採鉍・製錬の技術をも保有していたということの意味するが、実は、両氏の勢力圏がそれぞれ鉍物資源に恵まれていたこと、および、両氏は共に採鉍・製錬の技術を保有していたことが、すでにかなり⁽²⁸⁾の史料に基づいて立証されているのである。つぎにその中から一・二の事例を示しておこう。

まず息長氏であるが、息長氏の祖神と想定される天之御影神は鏡の神格化されたものであり、また息長氏は錫の主要産地である丹波・伊勢と伝承の上で密接な関係を保っているなどのことから、この氏族は銅鏡等の鑄造を行っていたことが推定されている⁽²⁹⁾、また、その一族に息長丹生真人がいるが、この氏名から類推して息長氏の一族は、坂田郡丹生の地から採れる辰砂の採鉱を行っていたことも知られる⁽³⁰⁾。一方、秦氏もまた既に五世紀初ごろから倭鍛冶として、銅・鉄の鑄造の技術をもたらし、また、その一族赤染氏は、本来、赤色の顔料を使用することからきた氏族名で、この氏は新羅系・加羅系の呪術をこととしていたとされているのである⁽³¹⁾。

このようにみえてくると、息長氏と秦氏は、単に画師としてのみならず、広く各種の鉱物資源の採鉱・製錬の技術を保有していたことは明らかであり、従って、かくも多くの面について共通点が見られる以上、そこに両氏族の長期間にわたる密接な関係を推定することは十分可能であるといえよう。

豊前国田川郡の香春神は、同地において採銅に従事していた秦氏の一族によって祭られ⁽³²⁾、豊前国風土記逸文はこれを「新羅国神」と記しているが、さらに延喜神名式では息長辛国大目大比売命としている。延喜式にみられる名称がいつ頃よりおこったかは不明であるが、これは秦氏と息長氏との伝統的な交友関係を示唆する有力な史料といふべきである。また、この香春神が新羅国神と称されたこともこの際注目すべきことであって、これは秦氏はいうまでもなく息長氏もまた親新羅的氏族であったことを端的に示すものである。

なおこの秦氏の政治的性格について一寸ふれておきたい。秦氏の政治的性格をはじめて解明されたのは平野邦雄氏であるが、平野氏は、秦氏が聖徳太子と緊密な関係にあったことを明らかにし、ついで太子の没後は、秦氏は上宮王家と結合しつつ反蘇我的な立場をとったと推定しておられる⁽³³⁾。この、太子没後の秦氏の動向について、反蘇我的立場をとったとする見解は誠に興味深く、私も氏の高説に従いたいと思うが、ただもう一つの、秦氏と上宮王家の結びつきという推定につ

いては若干問題があるような気がする。というのは、私も秦氏と上宮王家との結びつきがあったことを否定するものではないが、同時に、太子没後の政治情勢を考慮に入れるならば、秦氏にとっては上宮王家との結びつきがすべてではなかったということを明確にしておく必要があると思うのである。私がこのようなことを考えるのは、いうまでもなく秦氏と息長氏との深い結びつきを重視するからである。息長氏と秦氏の関係が生じた時期は現在のところ不明とする外はないが、しかし少なくとも聖徳太子以前であったと推定することは可能であるし、また、両氏族の性格は、既述の如く親新羅氏族として、また鍛冶技術保有氏族として共通点を有し、従って両氏族の関係は、秦氏と上宮王家の関係と比較すれば、より長期的であり、より一層深いものであったといふべきである。

このような視点から秦氏の動向を今一度見直してみると、太子没後に反蘇我的な立場をとったという平野氏の推定は、単に親上宮王家という面から考えられるのみならず、もっと根源的に息長氏—秦氏のラインから認定できることになるわけである。息長氏と秦氏の関係は、かくて、聖徳太子没後の大化前代には氏族の性格のみならず、その政治的立場も共通するようになっていたことが判明したわけで、両氏の親近性はこの頃には一層強められたに違いないと思う。

(4) 最後に、息長氏の本貫である近江国は日本海に近く、地理的關係からいっても新羅と結ばれやすい状況にあったといふことも考慮に入れる必要がある。

延喜神名式によれば、越前国には他の国々にあまり類例のない白城神社・信露貴神社（共に敦賀郡）があつて新羅の神が祭られている。この新羅の神がいつ頃から祭られたかは不明であるが、兎に角日本海沿岸のこのあたりは、早くから新羅と交渉があったことは確かであろう。一方息長氏の勢力は、特に継体天皇の大和入りの前後には当然越前方面にまで及んだことは認められよう。例えば、神功皇后伝説の最後のところで太子（応神）がミノギをするために敦賀に行き、その氣比大神と名をかえているが、この説話が息長氏関係のものであるとする塚口義信氏の見解に従うならば、これはなに

よりも息長氏の日本海沿岸進出を雄弁に物語っているというべきである。

かくて私は、息長氏が日本海沿岸地方を媒介として直接に新羅と接触をもっていたことを推定し、従ってこのようなことが、自ら息長氏をして親新羅氏族たらしめていった一要因となったであろうことをも想定したいわけである。

以上、(3)・(4)は大変簡略になったが、息長氏が当時の上層氏族の中では例外といつてよい程、親新羅的傾向を一貫して保有し続けた氏族であったことは、ほぼ確かめられたと思う。さてそうなると、このような息長氏の立場は、大化前後の政治過程になに程かの影響を及ぼしたことが予想されるわけであるが、その推定される影響の中で、私が最も重視したいのは、非蘇我系皇族たち、就中、中大兄皇子に与えた影響である。

先にも述べたごとく、中大兄皇子は息長氏から、蘇我氏に対する皇室の優位といった思想を鼓吹されたと思われるが、実はそれだけではなく、息長氏の体質ともいふべき親新羅的思想にもしばしばふれ、そこから自然と皇子自身も新羅の文物制度などについて親近感をもつようになり、この線からもその西方の大唐に対する関心を深めていったものと思われるのである。日本書紀は、皇子が中臣鎌足とともに南淵請安のもとに学んだことを、また藤原家伝は、鎌足が旻法師の堂に入ったことを伝えているが、私には内政面の時と同様に、鎌足が、中大兄皇子の対外問題についての視野に決定的な影響を与えたとは考えられない。皇子が南淵請安に学んだことは事実だとしても、皇子をして請安の許に赴かせた原動力は鎌足ではなかった筈である。そのような原動力は、最早息長氏の影響をおいて外に考えられないのではなからうか。

これは乙巳の変以後のことになるが、大化二年九月、新政府は国博士高向玄理を新羅に遣わしている。この遣新羅使派遣は、新政府の行った最初の外交といふべきものであるが、ここで注目すべき点は、第一にその対象として、百濟ではなく新羅が選ばれていることであり、第二は新政府の政策立案の担当者である高向玄理が自ら使者となって赴任し、しかも翌大化三年まで新羅に滞在していることである。これは、いうまでもなく新政府はその国制改革に当って、まず新羅から

具体的になにごとかを学ぼうとしていることを如実に示している。一方新羅の方はどうかというと、大化三年には、高向玄理らを送ると共に、後に武烈王となった王子金春秋を質として遣わし、ここに両国は嘗てみられない交友的な関係を樹立しているのである。

一時的ではあったが、乙巳の変直後の、この日羅両国の異状ともいえる接近は、それ自体考察さるべき大きな問題であると思うが、私はひそかに、これは親新羅氏族である息長氏の影響を受けた皇太子中大兄皇子の決断による、最初の親新羅外交路線のあらわれであったのではなからうかと考えていることをここで申し添えておきたい。

四 び す び

大化改新研究の最近の大きな成果は、日本書紀の画きだした大化改新像というものは、実は八世紀における書紀編者が、律令制の出発点を大化改新と考定した、そういう史観と構想の影響を強く蒙っていることを明らかにしたことである⁽³⁵⁾。この視点は、基本的には支持さるべきであると思う。

然し私の見るところでは、書紀編者の構想という時、その編者の中でも特に藤原不比等の動向が問題であると思うが、その不比等は、当時決して政治権力を掌握していたのではなく、それを目標に努力しつつあった段階にあり、従って、この事実から、不比等の構想をもう一つ拘束する条件があったことを考慮にいれる必要があると思うのである。その条件とは、不比等はこの時、自己の権力を確立するために漫然と努力していたのではなく、皇親政治の路線との対決という具体的な目標を掲げていたということである。つまり日本書紀の編纂はそのような政治過程の中で遂行されたわけであるから、不比等にとっては、大化改新を現実の律令体制を確立したモニュメンタルな政治的画期として画くことは必要であったが、それと同時に現実にまだかなり大きな力を発揮している皇親政治を正当づける如き思想を、危険なものとして極力

これを排除してゆく方針をとらざるを得なかったわけである。そして、かかる意味で危険な存在としてねらわれた代表的な氏族が、ほかならぬ息長氏であった。それ故、息長氏は大化前代より皇親氏族として内政・外交の両面で、それぞれ独自の持ち味を發揮してきたにも拘らず、日本書紀が不比等のペースで右のごとき編纂方針を採った結果、正史ではあるいは黙殺され、あるいは簡略化されて辛うじて記載されるという運命を担わされることになってしまったのである。

本稿は、かかる憂目に会った息長氏の政治的役割を、間接的な史料を用いながら復元しようと試みたものである。それは無暴といふべき作業であったが、しかしその結果、息長氏は大化前夜において、一方では皇権恢復に尽力し、他方では親新羅派氏族としての立場を堅持し、またその両面において中大兄皇子に強烈な思想的影響を及ぼしたことを、或る程度明らかにしたかと思つてゐる。大化前夜における息長氏の働きは、日本書紀や藤原家伝に登場する中大兄皇子・中臣鎌足・蘇我倉山田石川麻呂らの活躍に勝るとも劣らぬものであったといふべきである。

では、息長氏の役割がこのようにたしかめられたとして、このことは大化改新原因論にいかなる貢献をなし得るであろうか。従来の研究でもっとも疑問視されてきたことの一つは、日本書紀は改新の中心人物として中大兄皇子を想定しているながら、その実、皇子が何故蘇我氏打倒に決起したのか、また皇子はクーデター成功後、何故それ以前とは違った政治を展開したのかをはつきりと説明していないということであった。そのため、いたずらに皇子を理想主義者に仕立て上げた、或は逆に中臣鎌足に擁立されただけにすぎない人物に矮小化するというように、その評価は極端から極端へとゆれ動いているのである。然るに、右の視点を導入するならば、中大兄皇子がまだ二十才たらずの弱冠でありながら、蘇我氏に対する皇室優位の自覚のもとに蘇我大臣家打倒に決起した必然性、および改新政府が皇子の指導のもとに或る程度開明的な新政策を打ち出した理由がおぼろげながら理解出来るような気がするのである。

従つて、小論は、かかる意味において、改新の中心人物として中大兄皇子の決断と見とおしが、蘇我大臣家誅滅と改

新政府の新政策実施に相当な影響を及ぼしたという点で、中大兄皇子に一定の評価を与えんとするものであり、従ってこれはまた乙巳の変以後の政治に何程かの新政策の実施を予測せしめるものであるから、その意味では、大化改新否定論の立場には立ち得ないという結論に到達せざるを得ないことになる。

なお最後に、念のため申し添えておくが、小論は右の考察を、大化改新原因論の中心とみて進めてきたものではないということである。小論は、あくまで正史から疎外された一皇親氏族の復権を試みる作業であり、また、かくて知られた息長氏の政治的役割を通してみた限りでの大化改新原因論を述べたにすぎないのである。

註

(1) 黒沢幸三「古代息長氏の系譜と伝承」(『文学』第三三卷一
二号)

金井清一「ヤマトタケル物語と伊勢神宮神威譚」(『文学』第
三五卷七号)

吉井巖「応神天皇の周辺」(『天皇の系譜と神話』昭和四十二
年)

蘭田香融「皇祖大兄御名入部について」(『日本書紀研究』第
三冊』昭和四十三年)

三品彰英「神功皇后の系譜と伝承」(『日本書紀研究』第五冊』
昭和四十六年)

塚口義信「大帯日売考」(『日本書紀研究第五冊』昭和四十六
年)

などは、その代表的なものである。

(2) 蘭田香融 前掲論文

(3) 蘭田香融 前掲論文

(4) ただ一つ例外的といえるものに、神功皇后摂政前紀冒頭の
「氣長足姫尊、稚日本根子彦大日々天皇之曾孫、氣長宿祢王之
女也。」という記事がある。しかし、これは三品彰英氏が前掲
論文で指摘しておられるように、「神功皇后を天皇に準ずる取
り扱いをしている『書紀』の立場からすれば、皇后の父系を明
らかにすることが何よりも必要であった」からそうしたのであ
って、皇后が息長氏出身であることを特筆するのが目的ではな
かったと考えるべきである。否、むしろここでは、氣長宿祢王
は本来の息長氏系譜である日子坐王系譜から切り離されてしま
って、単に開化天皇の曾孫とされていることこそ問題とすべき
であって、実はここでも息長氏にとって大切な系譜が寸断され
てしまった好例を確認しうるわけである。

(5) 奈良時代初頭における息長氏の中心人物は息長真人老であ
ったと思われる。彼は持統六年に、後述の如き親新羅的氏族に

ふさわしく遣新羅使となり、その後慶雲二年に従四位下、右大弁となり、さらに兵部卿・左京大夫を経て和銅五年に従四位上で没している。皇親政治下であるからこの氏族の性格からみてもう少し高い地位についてもよさそうである。だからといってこれで息長氏がおとろえていくと決めてしまう必要もあるまい。しかし、一方その後息長氏の中から有力な人物がでていないこともまた事実であり、特に気になるのは息長真人臣足が神龜元年十月にその位禄を奪われているということである。続日本紀によれば、臣足は和銅七年正月従五位下に叙せられているから、彼は息長真人老の没後は、息長氏の中心人物となったと思われる。その彼が養老三年七月出雲守のまま新設の按察使となって伯耆・石見二国を管したが、右の神龜元年十月に任中

「贖貨狼籍」したため位禄を奪われたのである。この事件の真相は知るよしもないが、兎に角これによって息長氏が大打撃を受けたことは確かであろう。従って、和銅・養老頃の息長氏勢力はいく分下降線を辿りつつあったと考えて差支えなからう。

- (6) 八木充「大化改新詔の史料学的検討」(『律令国家成立過程の研究』昭和四十三年)三〇九～三二二ページ
 - (7) 関晃「大化改新」(『岩波講座 日本歴史2 古代』2)昭和三十七年)二二七～二二八ページ
 - (8) 八木充 前掲書 三〇九～三一八ページ
 - (9) 三品彰英 前掲論文 四二～五九ページ
- 塚口義信 前掲論文 一八七～二二三ページ

大化改新前夜における息長氏の政治的役割

(10) 例えば、

直木孝次郎「神功皇后伝説の成立」(『日本古代の氏族と天皇』昭和三十九年)一五三～一七〇ページ

井上光貞『日本国家の起源』昭和三十五年一七八～一七九ページ

- (11) 塚口義信 前掲論文 一五九ページ以下
 - (12) 塚口義信 前掲論文 一六五～一七三ページ
 - (13) 塚口義信 前掲論文 一七三～一七六ページ
 - (14) 塚口義信 前掲論文 一九三～二〇一ページ
 - (15) 塚口義信 前掲論文 二〇一～二一八ページ
 - (16) 平野邦雄「品部と雑戸」(『大化前代社会組織の研究』昭和四十四年)二〇一～二〇八ページ
 - (17) 山尾幸久「大化改新論序説」(『思想』一九六八年七・九号)
 - (18) 石母田正『日本の古代国家』昭和四十六年二～七一ページ
 - (19) 川副武胤『日本神話』昭和四十六年 三九八ページ以下
 - (20) 上田正昭『帰化人』昭和四十年 一七五ページ
 - (21) 上田正昭 前掲書 一七五ページ
 - (22) 井上秀雄「日本書紀の新羅伝説記事」(『日本書紀研究 第四冊』昭和四十五年)二五一ページ
 - (23) 例えば、
- 塚口義信 前掲論文 二二六ページ
- 三品彰英 前掲論文 五九～六二ページ
- 原島礼二『大王と古墳』昭和四十六年 一三八～一四一ページ

(二七一) 二七

(24) 吉井巖『天皇の系譜と神話』昭和四十二年 二〇六ページ

(25) 井上秀雄 前掲論文 二五一ページ

(26) 金井清一 前掲論文

(27) 平野邦雄 前掲書 一五〇～一五三ページ

(28) 金井清一 前掲論文

平野邦雄 前掲書

平野邦雄「秦氏の研究」(『史学雑誌』第七〇編第三・四号)

西田長男『日本古典の史的研究』

黒沢幸三 前掲論文

八木充「山陽道の銅産と鑄銭司」(『内海産業と水運の史的研

究』昭和四十一年

(29) 金井清一 前掲論文 六九ページ

(30) 松田寿男『丹生の研究』昭和四十五年 二七九～二八二ペ

ージ

(31) 平野邦雄 前掲書 一六四～一七〇ページ

平野邦雄 前掲論文(第三号)四五ページ

(32) 平野邦雄 前掲論文(第三号)三九～四〇ページ

(33) 平野邦雄 前掲論文(第三号)四二ページ

(34) 塚口義信 前掲論文 二二八ページ

(35) 例えば、門脇禎二『大化改新論』(昭和四十四年)はその

代表的なものである。